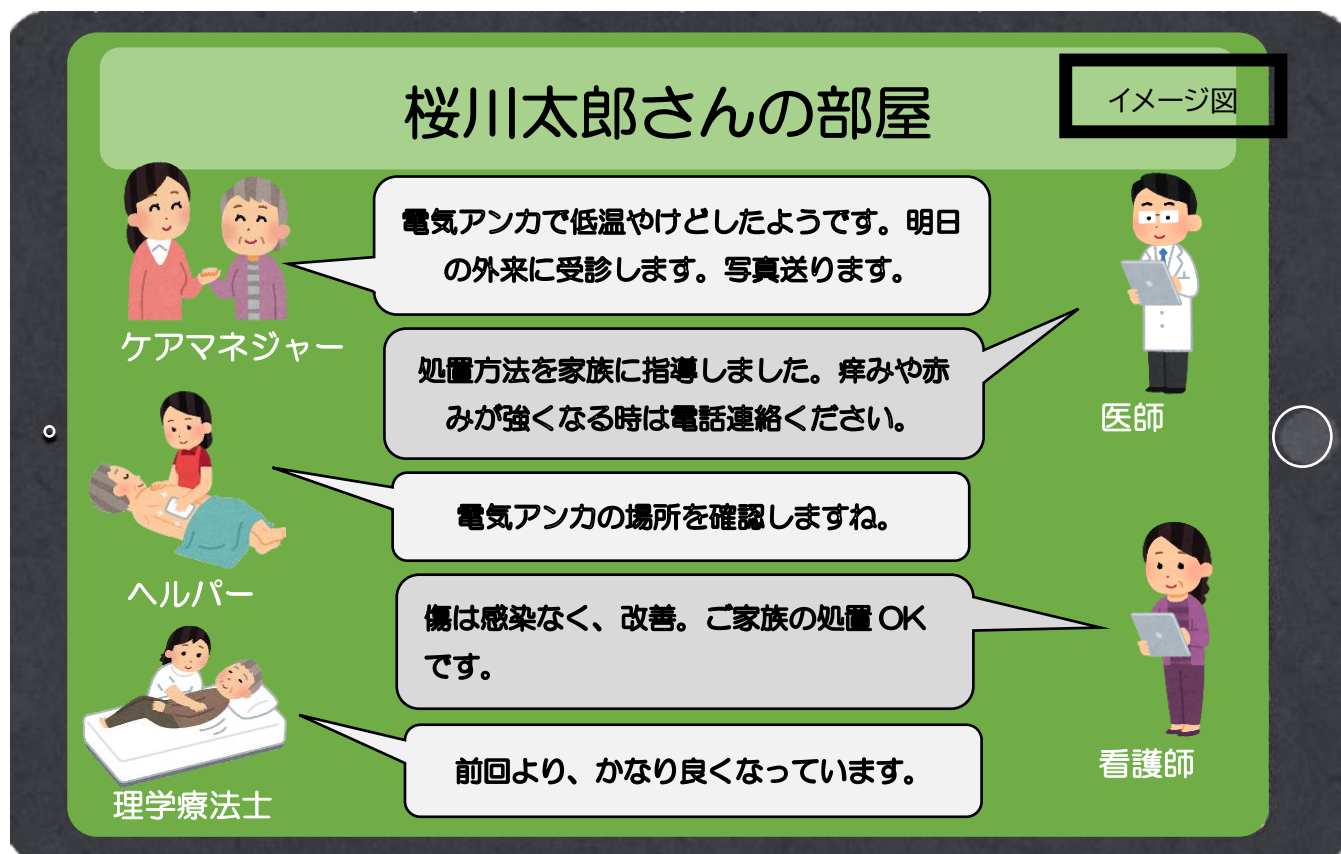


ご自宅で療養されている方を支えるための 医療と介護の情報共有システム さくらネット

「情報共有システム」とは

自宅療養する対象者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者が、インターネットを介して、必要な情報を速やかに共有し、対象者や家族の生活を支援するシステムです。



■対象者 桜川市在住で次のいずれかに該当する方

- ① 医療又は介護サービスを利用している方 ② その他、市が必要と認める方

■登録方法

対象者のケアマネジャー又は主治医、訪問看護師より市へ登録を申請

※事前に対象者又はご家族の同意を得てから、システム利用を開始します。対象者の情報は、市及び同意を得た機関以外、閲覧できません。

■Q&A

Q.通院先や介護サービスに変更があった場合、どうするの？

A. 担当ケアマネジャーにご連絡ください。情報共有する機関の変更や登録を行います。ケアマネジャーが決まっていない方は、主治医や訪問看護師にご相談ください。

Q.情報共有は、いつまで続きますか？

A. 対象者の入院又は施設入所などにより、在宅への復帰が難しい状況になった場合、担当ケアマネジャー又は主治医、訪問看護師が対象者・ご家族に説明の上、市に申請を行い、終了となります。

情報共有システム「さくらネット」における個人情報使用説明書

(患者・患者関係者用)

(使用の目的)

1 患者（利用者）の生活をより良くするために、インターネットを活用した連絡手段である「さくらネット」を使って、患者（利用者）の医療・介護・福祉に関わる施設及び職種（病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、デイサービス、ヘルパー等）の間で、患者（利用者）の状態又は医療・介護・福祉の情報をやりとりし、連携を深めることを目的とします。

(インターネットを活用した連絡手段)

2 「さくらネット」は、多職種の間で、インターネットを介し、パソコンやスマートフォンなどで患者（利用者）の情報をやりとりするための連絡手段として、在宅医療・介護の多職種連携を支援する、安全性が高い完全非公開型・医療介護専用SNS（株式会社カナミックネットワークのトリトラス）を使用します。

(使用にあたって)

3 患者（利用者）の個人情報のやりとりは、前述した目的の範囲内で必要な関係者及び内容にとどめ、個人情報保護法に基づき適切に管理します。患者（利用者）及びその家族に利用料金がかかることは一切ありません。

(情報共有の内容について)

- 4 情報共有の内容については、以下のとおりです。
- ・日々の患者（利用者）の状態（褥瘡などの写真を含む）
 - ・関係する医療・介護・福祉施設の情報
 - ・その他、医療・介護・福祉に付随する情報

(患者（利用者）が有する権利)

- 5 患者（利用者）は、「さくらネット」について、以下の権利があります。
- ・さくらネットを活用し情報共有を行う機関名、施設名（サービス事業所）を確認する
 - ・やりとりしている情報の開示を求める
 - ・ある特定の情報のやりとりを拒否する
 - ・患者（利用者）に関する「さくらネット」の利用の削除を求める

(問い合わせ先)

6 さくらネットに関するお問い合わせは下記までお願いします。

桜川市役所 保健福祉部 高齢福祉課
〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2
電話番号：0296-73-4511（直通）